

2 福体協第 2 8 2 号
令和 3 年 3 月 1 5 日

加盟団体の長 様

公益財団法人福島県体育協会長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染拡大防止対策について (通知)

本協会の事業推進につきましては、日頃から御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、別紙写しのとおり、令和 3 年 3 月 1 1 日付け 2 文ス第 1 5 9 8 号で福島県文化スポーツ局長から新型コロナウイルス感染拡大防止対策について通知があり、イベント等に関する協力依頼に係る当面の取り扱いについて示されました。

つきましては、各団体におかれましても、下記のとおり対応いただき、今後も最新の国や中央競技団体のガイドライン、県の感染拡大防止対策、各団体が独自に定めるガイドライン等により関係者の安全・安心の確保に細心の注意を払いながら、万全な感染拡大防止に努めてくださるよう引き続きよろしく申し上げます。

記

- 1 国や中央競技団体等が定めるガイドラインや各団体が独自に定めるガイドラインの内容を遵守してください。
- 2 全国的な移動を伴うイベントまたは参加者が 1, 0 0 0 人を超えるようなイベントを予定する場合にあっては、施設管理者またはイベント主催者が、開催要件等について「県新型コロナウイルス感染症対策本部」に事前に相談するなど、慎重に検討してください。
- 3 令和 2 年 4 月 2 2 日の専門家会議で示された「10 のポイント」、同年 5 月 4 日の専門家会議で示された「新しい生活様式の実践例」、同年 1 0 月 2 3 日の分科会で示された「感染リスクが高まる『5 つの場面』」等の内容に留意してください。
- 4 その他資料
 - (1) 福島県新型コロナウイルス感染拡大防止対策 (令和 3 年 3 月 4 日改定)
 - (2) 福島県新型コロナウイルス重点対策 (令和 3 年 3 月 4 日福島県新型コロナウイルス感染症対策本部)

福島県新型コロナウイルス重点対策

令和3年3月4日福島県新型コロナウイルス感染症対策本部

福島県新型コロナウイルス緊急対策（1/13～2/14）により、感染状況を判断する指標は改善されつつありますが、今後も感染の再拡大を防ぎ、この水準を可能な限り低く維持していくことが重要です。

これまで県内ではクラスターの発生により感染者数が急増し、病床ひっ迫の主な要因となっていることから、緊急対策後は、**クラスターの未然防止にポイントを絞った重点的な対策**を行います。

県民の皆さま、事業者の皆さまには、御不便、御苦勞をおかけしますが、引き続き御協力をお願いします。

重点対策期間 2月15日（月）～ 3月31日（水）

県民の皆さまへのお願い

- **「緊急事態宣言対象地域を始めとする感染拡大地域との不要不急の往来自粛」**をお願いします。
（特措法24条）※3月7日（水）まで
- **感染対策が徹底されていない接待を伴う飲食店、酒類の提供を行う飲食店等の利用は控える**ようお願いします。
- 感染リスクが高まる「5つの場面」を意識し慎重な行動をお願いします。

施設管理者・事業者の皆さまへのお願い

- **高齢者・障がい（児）者施設**
感染防止対策の再確認とチェックリストに基づく自主点検を行うようお願いします。県保健福祉事務所から訪問調査を依頼することがありますので、その際には御協力をお願いします。
- **大学・専門学校**
感染リスクの高い活動を控えるよう、学生への注意喚起の徹底をお願いします。（例：大人数での飲み会、感染防止対策が徹底できないサークル活動、緊急事態宣言対象地域を始め感染拡大地域への旅行や帰省など）
- **飲食店等**
業種別ガイドライン等に基づく感染防止対策の徹底をお願いします。

県の対応

<上記と併せて実施する対応>

- 高齢者・障がい（児）者施設で感染拡大が見られる地域については、地域に所在する施設職員等にPCR検査を実施します。
- 飲食店応援前払利用券事業、宿泊施設の県民割については、感染状況を踏まえつつ段階的に再開します。

<感染の再拡大が見られた場合の対応>

- 酒類を提供する飲食店等を起点とする感染拡大が見られる地域については、特措法に基づく営業時間の短縮要請を検討します。